

昭代中学校いじめ防止基本方針

～いじめを、しない、させない、みのがさない～

令和 7 年 4 月

柳川市立昭代中学校

《目 次》

はじめに

昭代中学校いじめ防止基本方針

- 1 昭代中学校いじめ防止基本方針策定の意義 1
 - (1) 昭代中学校いじめ防止基本方針の意義
 - (2) いじめ防止対策推進法制定の意義
 - (3) 国・県・市のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方
- 2 いじめの定義及び防止等に関する考え方 2
 - (1) いじめの定義と理解
 - (2) いじめの防止等に関する考え方
 - ① いじめを生まない教育活動の推進
 - ② いじめの早期発見の取組の充実
 - ③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実
 - ④ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応
 - ⑤ 地域・家庭との積極的連携
 - ⑥ 関係機関との密接な連携
- 3 いじめの防止等に対する学校の対策 5
 - (1) 学校が実施すべき事項(法律事項の整理)
 - (2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
 - ① いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめ防止等の対策のための組織
 - (3) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価と改善
 - (4) 関係機関との連携
 - (5) いじめ防止等のために学校が実施する内容
 - ① いじめを生まない教育活動の推進
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめの早期対応
 - ④ 生徒理解と教育相談体制の整備
 - ⑤ 教員研修の充実
 - ⑥ 保護者・地域等への働きかけ
 - ⑦ 適切な学校評価・教員評価

4 重大事態への対処 10

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態への対処として学校が実施すべき事項(法律事項の整理)
- (3) 学校による調査
 - ① 重大事態の発生と調査
 - ② 調査を行うための組織
 - ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ④ その他留意事項
- (4) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ② 調査結果の報告

はじめに

柳川市では、「子どもは柳川市の宝」を基調に、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもと、次代の柳川市を担う確かな学力と豊かな心を身に付け、健康な体をもったたくましい子どもの育成をめざしています。本校においても、「徳・知・体の調和のとれた人間性豊かなたくましい生徒の育成」を学校教育目標として、未来の柳川市、ひいては将来の日本を担う子どもの育成に取り組んでいます。

いじめの問題への対応は、我が国の教育の最重要課題の一つとして全国的に取り組がすすめられています。全国各地において、いじめを背景として生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大変憂慮すべき状況です。平成25年6月には、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため、いじめ防止対策推進法が制定されました。本市では、本法律第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下基本方針という。）を平成26年11月に策定し、また本校でも、本法第13条の規定に基づき、これまでの本校における対策を再度見直し、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を、平成27年3月に策定しました。

しかし、全国各地で、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が後を絶たないことから、国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を改訂し、本校でも、平成30年4月に基本方針の改定を行いました。しかし、令和元年度に、本校生徒がいじめを理由に大けがをする事案が発生したことから、本基本方針を改定し、あらためて、本校における組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めました。さらには、令和3年3月に「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」が県より発刊され、令和7年3月には「福岡県いじめ問題総合対策を改訂するなど、いじめの問題への対応に関する取組を推進しています。

今後、本基本方針に基づき、いじめの問題の解決に全力で取り組んで参ります。

昭代中学校いじめ防止基本方針

1 昭代中学校いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 昭代中学校いじめ防止基本方針の意義

昭代中学校においては、いじめの解決を目指して諸施策を講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。

しかしながら、本校において令和元年度に発生した生徒の大けが事案を振り返り、本校では、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国や福岡県、柳川市が定めた基本方針を参考に、本校におけるいじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「昭代中学校いじめ防止基本方針」を改定した。

昭代中学校いじめ防止基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国や県、および市の基本方針」に沿っていじめの問題において取り組むべき事柄を再度、明確化した。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や県、各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、法（平成25年法律71号）が成立した。

(3) 国・県・市のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方

国や福岡県、および柳川市のいじめ防止基本方針は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶっかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害状況に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援する。

また、生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する。

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによること

なく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(2) いじめの防止等に関する考え方

国や福岡県、柳川市の方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点を重視する。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく。

- ・全ての生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・生徒の豊かな情操や道德心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する保護者への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子どもを育てるために、学校は地域・保護者と連携しながら、意図的・計画的・総合的に取り組む。そのため、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。いじめの問題を自分の問題として捉え、いじめに正面から向き合えるよう、人権教育・道德教育の充実を図る。

② いじめの早期発見の取組の充実

本校においてはこれまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することをめざす。

そのため、本校では、いじめの早期発見の取組として、定期的な生活アンケート調査や健康チェック、教育相談（個人、保護者面談）の実施、相談ポストの設置、相談窓口の周知等により生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められている。本校においてもこれまで進めてきた組織的・継続的指導の一層の徹底を図っていく。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上（例：「お金をとられているから重大」や「悪口だけだから軽微」など、いじめの態様に軽重をつけてはならない）を図る職員研修等を充実させる。特に学校においては、個人で抱え込むことなく、組織で対応する体制づくり（「報告—連絡—相談」システム）が求められる。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

④ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、申告な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に申告な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

⑤ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよ

うな体制の構築に努める。

⑥ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとって行う。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校が連携するなど、より密接な連携を図るように努める。

3 いじめの防止等に対する学校の対策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 省略

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利

益が擁護されるよう配慮するものとする。

本校においては、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「昭代中学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

その構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当教員、各学年生徒指導担当教員、特別支援学級担任代表、学校図書司書、スクールカウンセラーとし、必要に応じて、スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等が参加し、次のことを行う。

- 学校におけるいじめに関する教員及び生徒からの通報や相談を受け、問題の解決を図る。
- 学校におけるいじめの事案について、第24条に基づき自ら行う必要な調査を実施する。
- 学校において重大事態が発生した場合、第28条に基づき学校が主体となって行う調査を実施する。

本校は、いじめの防止等のため、昭代中学校いじめ防止基本方針（下段で定義）に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を策定し推進する。

(1) 学校が実施する事項（法律事項の整理）

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（第8条）
- 国や県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（第13条）
- いじめ防止のための道德教育や体験活動等の充実、生徒が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する配慮（第16条）
- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（第18条）
- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動の実施（第19条）
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（第22条）
- いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（第23条）
- 校長及び教員による加害生徒に対する適切な懲戒（第25条）
- ※ 重大事態については、「3 重大事態への対処」に記載

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校においては、いじめ問題の解決を目指して「いじめ対応マニュアル」の策定や教育相談体制の整備などを講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。

「昭代中学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、国や県、市の基本方針を参考にして、法が規定する取組のうち、先般の事案を受け、これまでの取組で対応できるものと新たに取組まなければならないものを整理した。

なお、国が法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要な措置を講じた際には、本校としても国や県、市に準じて見直し等を検討する。

なお、策定した「昭代中学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページや学校通信等で、広く周知を図る。

② いじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止等のために、中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめの防止等の組織（以下「校内いじめ問題対策委員会」）を設置するものとされている。

本校においては、これまでも県や市の総合対策に基づき、組織的な学校体制の構築等に取り組んできており、既存の「生徒指導委員会」を活用して「校内いじめ問題対策委員会」とした。

「校内いじめ問題対策委員会」の主な役割としては、次のとおりである。

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核
- いじめの問題について指導の現状の報告、情報の共有、今後の指導方針の策定、いじめの問題の「解消」についての判断

※被害者については全職員による見守りの継続、教育相談等を通じて「いじめに係る行

為が止んでいること」や「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」を確認し、いじめの「解消」とする。

(3) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価と改善

本校では、学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。なお、評価・検討に際しては、県、市が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果を参照する。

(4) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校の設置者との連携や学校警察連絡協議会等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化に努める。

(5) いじめ防止等のために学校が実施する対策

上記のほか、法が求める学校が実施すべき施策について、県や市の総合対策との関連を例に取って整理すると次のとおりである。

① いじめを生まない教育活動の推進

- 県や市の総合対策において示す、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。

【第15条対応、継続】

- 県や市の総合対策において示す、学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。

【第15条対応、強化】

② いじめの早期発見

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（福岡県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。

- 県や市の総合対策において示す、いじめアンケート（毎月1回実施、学期1回・年3回は無記名）等の定期的な実施や教育相談強調月間（5月、10月）、教育相談週間（学期1回、年3回）の実施等の取組を引き続き推進する。

【第16条対応、継続】

- 相談・通報等を受けた学校は、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を市教育委員会に速やかに報告する。

【第23条対応、強化】

- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の市教育委員会への報告体制を構築する。

【第16条・第23条対応、強化】

③ いじめの早期対応

- 「校内いじめ問題対策委員会」（外部専門家＜SC＞が参加）の週1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学の受け入れや別室指導等に柔軟に対応する。
- 出席停止制度等を含めた学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。

【第25条・26条対応、継続】

- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、市の支援チームや県と連携した「いじめ問題対策委員会」の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

【第18条対応、継続】

④ 生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、市や県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。

【第18条対応、継続】

- 市や県と連携し、子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口等、いじめに関する通報及び相談を受け付ける機関の周知の徹底を図る。

【第16条・第21条対応、継続】

⑤ 教員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や市教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果を校内研修の指導資料としての活用にも努める。

【第20条対応、継続】

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容を周知する。
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活

【第21条対応、継続】

【第19条対応、継続】

動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。 【第17条対応、継続】

- いじめ防止基本方針を学校だより、ホームページで公開するとともに、年度初めの始業式、PTA総会等での説明の機会をつくることで、生徒、保護者及び地域への啓発推進を図る。

⑦ 適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況の評価し、その結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。また、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。 【第34条、継続】
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたPDCAサイクルに基づき行う。 【第34条対応、新】
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。 【第34条対応、継続】
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組の改善に活かす。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

- 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあること。を意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (例)
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処として学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校内の組織の設置と事実関係の調査
(第28条第1項)
- 学校が調査を行った場合の関係生徒及び保護者への情報提供
(第28条第2項)
- 重大事態の発生にともなう市教育委員会を通じた市長への報告
(第30条第1項)

(3) 学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告する。
- 学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。

② 調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。

- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、校内いじめ問題対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするもの

でないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢で、学校は調査組織に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等。）

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関とより適切に連携したりして、対応する。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- 報道機関は、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

④ その他留意事項

いじめに対する措置第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条同項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、

関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。

② 調査結果の報告

調査結果について、市教育委員会に報告し、併せて、県教育委員会に対しても報告するものとする。

①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会等に送付する。